

平成 23 年度保健管理年報

【保健管理センター平成 23 年度業務実績資料集】

平成 25 年 08 月 31 日

国立大学法人東京外国語大学

保健管理センター

【はじめに】

本学の描くグランドデザインの実現をめざして策定した中期目標・中期計画(平成22年度～27年度)を実践するために、保健管理センターは平成23年度の年度目標を定めて様々な事業を展開しました。なかでも本年度は、新たな事業として、本学に在籍する発達障がい学生の生活支援を目的とした『コミュニケーションサポート』を立ち上げ、支援を開始しています。

本書において、直接的な保健管理事業に関わる業績を提示し、これを点検評価のための資料とします。

なお、本書の簡略化を図るために、研究活動等、その他の業績については、国立大学法人東京外国語大学保健管理センター・ホームページに収載しましたのでご参照下さい。

<http://www.tufs.ac.jp/hoken/>

平成 25 年 08 月 31 日

国立大学法人東京外国語大学保健管理センター
所長・副学長 浦田 和幸
医師・教授 松本 晃裕
カウンセラー・准教授 塚越 昌幸
看護師 平戸 美絵

【目 次】

[はじめに]

[I . 目標と計画]

1. 東京外国語大学の将来構想・グランドデザイン(抜粋:保健管理関連事項)	…1
2. 国立大学法人東京外国語大学中期目標 平成22年度～27年度(抜粋:保健管理関連事項)…2	
3. 国立大学法人東京外国語大学中期計画 平成22年度～27年度(抜粋:保健管理関連事項)…4	
4. 平成23年度国立大学法人東京外国語大学年度計画(抜粋:保健管理関連事項)…5	

[II . 管理運営]

1. 国立大学法人東京外国語大学保健管理センター規程	…6
2. 国立大学法人東京外国語大学保健管理センター教授会規程	…9
3. 国立大学法人東京外国語大学保健管理センター所長候補者選考規程	…10
4. 個人情報の取り扱いに関する保健管理センターガイドライン	…11
5. 保健管理センターにおける個人情報の利用目的について	…12

[III . 各種健康診断等事業]

1. 各種健康診断の日程・内容・対象	…13
2. 春季定期健康診断・秋季健康診断・入学時健康診断(合算)	…14
3. 春季新入学生の健康診断受診状況(III-2表の一部抜粋)	…15
4. 外国人留学生健康診断	…16
5. 職員健康診断・人間ドック	…17
6. 健康診断証明書発行	…17

[IV . プライマリケアおよびカウンセリング等事業]

1. プライマリケア・内科・応急措置・保健指導(学生)	…18
2. プライマリケア・内科・応急措置・保健指導(職員)	…19
3. カウンセリング・精神神経科相談	…20
4. 外国人留学生カウンセリング	…21

[V . 各種教育啓蒙事業]

1. 各種教育啓蒙事業の日程・目的・内容・対象	…22
2. アルコール(エタノール)パッチテスト	…22
3. 外国語学部講義	…22
4. 保健管理センターホームページ・オンライン相談室概要	…23
5. オンライン相談室利用実績	…23
6. 「ほけせん」便り発行概要	…24

I . 目標と計画

I-1. 東京外国語大学の将来構想・グランドデザイン(抜粋:保健管理 関連事項)

2002年9月25日評議会承認
2007年1月改訂

……地球社会化時代の未来を拓く教育研究の拠点大学をめざして……

本学学則はその第1条で本学の基本目的を次のように謳っている。「外国の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実際にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通して外国に関する理解を深めることを目的とする」。知のありかたや大学をめぐる状況が急速に変化しつつある現在、この本学の基本理念を新しい時代にふさわしい形で実現していくために私たちは何をなすべきか。このグランドデザインはこうした問題意識にもとづき、1年余におよぶ全学的な議論を経て策定された。私たちは、このグランドデザインで提示されている方向性を導きの糸としつつ、すべての知恵と力を結集して本学の将来を切り開いていかなければならない。

I 拠点大学化

1. 世界諸地域の言語・文化・社会に関する高等教育の拠点
2. 世界諸地域の言語・文化・社会に関する学際的かつ先端的な研究拠点
3. 日本語教育研究の世界的な拠点

II 国内外の大学連携等による教育研究の高度化推進

III 国内外における社会連携の展開

IV 豊かな学生生活の実現

1. 日本人学生と外国人学生が共学・協働する多言語・多文化交流キャンパスの実現
2. 修学・就職・保健・生活面における多元的な学生支援体制の確立

学生相談室、グローバル・キャリア・センター、保健管理センターなどを中核として、TA制度、オフィス・アワーなどを活用して、学生が心身ともに健全で充実した学生生活が送れるよう、多角的・複合的な学生支援システムを整備する。とりわけ留学生については、寄宿施設、交流施設、学生チューター制度を充実するとともに、奨学金制度を初めとする支援体制を拡充する。また、障害を持った学生が快適な学生生活を送ることができるバリアフリーな環境を整備する。

3. 学生との協働による充実した教育及び学生生活の確立
4. 卒業生およびその他の修了生との内外ネットワークの強化

V 拠点大学としての基礎整備

I-2. 国立大学法人東京外国語大学中期目標 平成22年度～27年度(抜粋:保健管理関連事項)

平成22年5月29日文部科学大臣提示

(前文)大学の基本的な目標

国立大学法人東京外国語大学(以下、「東京外国語大学」という。)の基本的な目標は、日本を含む世界諸地域の言語・文化・社会に関する教育と研究を通じて、地球社会における共存・共生に寄与することにある。

教育面では、豊かな人間性、深い思考力、鋭利な感性を養い、高度なコミュニケーション能力、豊かな教養、広い視野を身につけ、さまざまな文化的背景を持つ世界諸地域の人々と協働して地球的課題に取り組むことができる人材を養成する。

研究面では、世界諸地域の言語、文化、社会について領域横断的な創造的研究を推進し、地球社会が直面する諸問題の解明に寄与することをめざす。

同時に、社会との連携を深め、多言語・多文化状況が急速に進む日本社会に、東京外国語大学独自の教育研究活動の成果や知的資源、人的資源を、さまざまな方法と媒体を通じて還元していく。

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

2010(平成22)年4月から2016(平成28)年3月まで

2 教育研究上の基本組織

東京外国語大学に外国語学部、総合国際学研究科、アジア・アフリカ言語文化研究所(以下、「AA研」という。)を置く。

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

- (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標
- (2) 教育の実施体制等に関する目標
- (3) 学生への支援に関する目標

学生が健全で充実した学生生活が送れるよう、学習支援、経済的支援、保健支援、就職支援等の充実を図り、多角的・複合的な学生支援システムを整備する。

2 研究に関する目標

3 その他の目標

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

2 事務等の効率化・合理化に関する目標

IV 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄付金やその他の自己収入の増加に関する目標

2 経費の抑制に関する目標

3 資産の運用管理の改善に関する目標

V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

VI その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

2 安全管理に関する目標

全学的な危機管理体制に基づき、安全管理の啓発を行うとともに、情報マネジメント体制に基づき情報セキュリティを確保・維持する。

3 法令遵守に関する目標

I-3. 国立大学法人東京外国語大学中期計画 平成22年度～27年度

(抜粋:保健管理関連事項)

平成22年3月31日文部科学大臣認可

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(学生支援の方策)

優秀な学生が学業に専念できる条件を整えるため、奨学制度を含めた学生への経済的支援を拡充するとともに、心身ともに健全で充実した学生生活が送れるよう、心身の保健に関する医療面での支援を推進する。

また、学生がその個性と資質を十分に發揮し社会において自己実現を図ることができるよう、キャリア教育を推進し、就職支援体制を拡充する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

3 その他の目標を達成するための措置

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

III 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

V その他業務運営に関する重要目標を達成するために取るべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

学生及び職員の安全管理・衛生管理・保健管理、就学・就労環境管理を推進する。

開かれたキャンパスとして、安全管理に関して、地域及び関連機関との連携を強化するとともに、海外での学生、教職員の安全についても配慮を怠らない。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

VI 予算

VII 短期借入金の限度額

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

IX 剰余金の使途

X その他

1 施設・設備に関する計画

2 人事に関する計画

3 中期目標期間を超える債務負担

I-4. 平成23年度国立大学法人東京外国語大学年度計画(抜粋:保健管理関連事項)

平成23年度文部科学大臣届出

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

- (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置
- (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
- (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

[学生支援の方策]

◆健康診断事業、短期疾病治療、学生生活に関わる各種相談事業・啓蒙活動を実施する。

◆留学生を支援する活動等を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

3 その他の目標を達成するための措置

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

III 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

V その他業務運営に関する重要目標を達成するために取るべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

◆学生及び職員の安全管理のための危機管理委員会、衛生管理・保健管理のための衛生委員会、就労等の環境管理のための苦情処理委員会、ハラスメント防止委員会が個別の事態に応じ適切な措置を講じるとともに、必要な方策についての検討を行い、中期計画期間における行動計画を策定する。

VI 予算(人件費の見積りを含む、收支計画及び資金計画。)

VII 短期借入金の限度額

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

IX 剰余金の使途

X その他

1 施設・設備に関する計画

2 人事に関する計画

II. 管理運営

II-1. 国立大学法人東京外国語大学保健管理センター規程

昭和 47 年 7 月 4 日制定
改正昭和 53 年 2 月 1 日
平成 12 年 4 月 1 日
平成 16 年 4 月 1 日
平成 21 年 7 月 16 日
規則第 142 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則(以下「学則」という。)第7条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学保健管理センター(以下「センター」という。)の管理運営に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、厚生のための全学共通施設として、本学の保健管理に関する専門的業務を行い、もって学生及び職員の健康の保持、増進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、必要に応じて関係部局の協力を得て、次の業務を行う。

- (1) 保健管理に関する専門的な調査研究
- (2) 保健管理の実施に関する企画立案
- (3) 定期及び臨時の健康診断等による健康評価並びに事後の保健指導と措置
- (4) 心身両面の保健に関する健康相談及び応急処置と短期的投薬
- (5) 学内の環境衛生及び伝染病の予防に関する指導援助
- (6) 保健に関する知識の普及
- (7) 国立大学法人東京外国語大学安全管理規程第9条第1項に定める産業医が、同条第3項に定める産業医の職務を遂行する際の、産業医に対する協力と支援
- (8) 広義の健康保持増進に関する専門的な調査研究と業務

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 教授
- (3) 准教授又は講師
- (4) 看護師又は保健師
- (5) 事務職員その他必要な職員

(所長)

第5条 センターの所長は、本学の教授をもって充てる。

2 所長は、センターを代表し、センターの管理及び運営を掌理する。

(所長及び教員の選考)

第6条 所長及び教員の選考は、第7条に規定する教授会の推薦に基づき、学長が行う。

2 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(教授会)

第7条 学則第11条第1項の規定に基づき設置するセンター教授会は、次条に規定する保健管理センター運営委員会をもって充てる。

(保健管理センター運営委員会)

第8条 センターの円滑な運営を図るため、保健管理センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、センターに関する次の事項を審議する。

- (1) 学内保健管理に関する重要事項
- (2) 所長候補者及び教員の人事に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) センターに関する規程の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

(委員会の組織及び委員の任期)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) センターに属する教員
- (3) 副学長(教育・学生等担当)
- (4) 大学院総合国際学研究院長
- (5) アジア・アフリカ言語文化研究所長
- (6) 留学生日本語教育センター長
- (7) 附属図書館長
- (8) 大学院総合国際学研究院から選出された専任の教授または准教授3名
- (9) アジア・アフリカ言語文化研究所から選出された専任の教授又は准教授1名
- (10) 留学生日本語教育センターから選出された専任の教授又は准教授1名
- (11) 事務局長

2 前項第9号から第12号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び委員会の運営)

第10条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の議事)

第11条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

4 第8条第2項第2号に規定する事項については、事務局長を除き審議する。

5 第8条第2項第2号及び第4号に規定する事項については、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の3分の2以上の同意を要する。

(小委員会)

第12条 委員会は、必要に応じ小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、第9条第1項に規定する委員その他の教職員のうちから、委員会が定める者をもって組織する。

3 小委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第13条 委員会に関する庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、委員会

の議を経て、別に定める。

附則

この規程は、昭和47年7月4日から施行し、昭和47年5月1日から適用する。

附則

この規程は、昭和53年2月1日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、改正前の規程第8条第1項第4号及び第5号の規定により選出された委員の任期は、第8条第2項の規定にかかわらず、平成12年4月30日までの任期を平成12年3月31日までとする。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年7月16日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

II-2. 国立大学法人東京外国語大学保健管理センター教授会規程

平成 16 年 4 月 1 日
規則第 180 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則第11条第2項の規定に基づき、東京外国語大学保健管理センター(以下「センター」という)に置く教授会に関し必要な事項を定める。

(教授会)

第2条 教授会は、国立大学法人東京外国語大学保健管理センター規程(次条において「センター規程」という)第8条第1項に規定する保健管理センター運営委員会(次条において「運営委員会」という)をもって充てる。

(準用規定)

第3条 運営委員会の規定は、教授会について準用する。この場合において、センター規程第8条第2項、第9条から第14条までの規定中「委員会」とあるのは「教授会」と、「委員」とあるのは「専任教員又は兼任教員」と「委員長」とあるのは「議長」と読み替えるものとする。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

II-3. 国立大学法人東京外国語大学保健管理センター所長候補者選考規程

平成 16 年 4 月 1 日
規則第 186 号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京外国語大学保健管理センター所長候補者(以下「所長候補者」という)の選考は、この規程の定めるところによる。

(選考の時期)

第2条 保健管理センター教授会(以下「教授会」という)は、次の各号の一に該当する場合に、所長候補者を選考する。

- (1) 所長の任期が満了するとき。
- (2) 所長が辞任を申し出たとき。
- (3) 所長が欠員となったとき。

(資格)

第3条 所長候補者は、本学の専任教授とする。

(所長候補者の決定)

第4条 所長候補者は、教授会の議に基づき、決定する。

(推薦)

第5条 教授会議長は、前条により決定した所長候補者を学長に推薦する。

(規程の改正)

第6条 この規程の改正は、教授会の議を経て役員会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

II-4. 個人情報の取り扱いに関する保健管理センターガイドライン

2005年06月08日

保健管理センター所長
保健管理センター運営委員会

保健管理センターが学生・職員等、保健管理センター利用者の個人情報を取り扱う際は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」(平成15年政令第549号)、又は別に定めるもののほか、このガイドラインの定めるところによる。

1. 個人情報に関する利用目的の特定

保健管理センターは、取り扱う個人情報の利用目的を特定し、『保健管理センターにおける個人情報の利用目的について』として、これを公示する。

2. 個人情報の収集

保健管理センターは、健康診断、診療、カウンセリング、文部科学省共済組合事業としての総合的な健康診査(人間ドック)等、各種の活動を通じて個人情報を収集するが、その際、利用目的につき本人の同意を得るものとする。但し、以下の①～④においては、例外的にこれを必要としない。

- ① 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき
- ② 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき
- ③ 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき

3. 個人情報の利用及び第三者への提供

保健管理センターは、あらかじめ本人の同意を得た場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報の利用、又は第三者への提供を行わない。但し、以下の①～④を例外とする。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護の為に必要な場合であって、本人の同意を得る事が困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上の為に特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行する事に対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

4. 個人情報に関する秘密の保持

保健管理センターの全ての職員は、個人情報に関して適正に秘密を保持する。

5. 個人情報の管理

保健管理センター所長は、個人情報の漏洩・滅失・毀損の防止等、個人情報の安全管理の為に、人的・組織的・技術的な安全管理措置を厳重に講ずる。

II-5. 保健管理センターにおける個人情報の利用目的について

2005年06月08日

保健管理センター所長
保健管理センター運営委員会

2005年4月1日、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が施行されました。これまでも保健管理センターにおいては、医療職にとどまらず、全ての健康に関する情報取扱者には守秘義務があることに留意し、個人情報の適切な取り扱いに関して万全の体制をとってきました。

加えてこの法律の施行を受け、保健管理センターが健康診断、診療、カウンセリング、文部科学省共済組合事業としての総合的な健康診査(人間ドック)等、各種の活動を通じて収集し管理する個人情報の利用目的を、以下の通り特定することにします。

1. 学生を対象とした保健管理
2. 保健管理センターに所属する医師が産業医に選任されている場合には、職員を対象とした産業衛生管理
3. 外部医療機関との医療連携(医療を目的とした医療機関への紹介・医療機関からの医療を目的とした照会に対する回答)
4. 健康診断書および健康診断証明書の発行
5. 医療、保健指導、カウンセリングの提供
6. 医療、保健指導、カウンセリングの提供を目的とした家族への病状説明
7. 法令(学校保健法、労働安全衛生法、結核予防法、感染症予防法等)によって義務づけられている届け出行為
8. その他
 - ・ 保健管理および産業衛生管理に関する資料作成、医学研究、心理学研究
 - ・ 学生・職員以外の保健管理センター利用者に対する応急的医療の提供

[付記]

1. 上記事項につき、同意できない場合や疑問点がある場合には、職員に申し出てください。
申し出がない場合には、同意が得られたものとします。
2. 上記事項以外の目的で利用する場合には、別途、個別の了解を取得します。

III. 各種健康診斷等事業

III-1. 各種健康診断の日程・内容・対象

健康診断種目	実施日程	健康評価項目	対象者
入学時健康診断	5月 10 日	身体計測・視力・聴力・血压・尿定性・ 胸部 X-P(間接撮影)・内科診察	新学部生・新大学院生 新編入学部生・研究生 留学生日本語教育C学生
春季定期健康診断	5月 12・13 日	身体計測・視力・聴力・血压・尿定性・ 胸部 X-P(間接撮影)・内科診察	学部生・大学院生・研究生
入学時健診 春季健診 再検査	5月 19 日	視力・血压・尿定性	有所見者
入学時健診 春季健診 個別指導	5月 19 日 以降	生活指導・学外医療施設受診指導	確定有所見者
飲酒耐性検査	5月 23 日 ～5月 27 日	アルコールパッチテスト	希望者
職員健康診断	6月 1・2 日	身体計測・視力・血压・尿定性・ 胸部 X-P(直接撮影)・内科診察・心電図・ 血液生化学・末梢血液算定・聴力測定	職員
職員健診 個別指導	7月 上旬	生活指導・学外医療施設受診指導	有所見者
人間ドック受診者 個別指導	7月 上旬	生活指導・学外医療施設受診指導	受診した職員のうち希望者
留学生健康診断	10月 12 日	身体計測・視力・聴力・血压・尿定性・ 胸部 X-P(間接撮影)・内科診察・ 血液生化学・心電図・末梢血液算定	外国人留学生
秋季健康診断	10月 12 日	身体計測・視力・聴力・血压・尿定性・ 胸部 X-P(間接撮影)・内科診察	学部生・大学院生 研究生の春季健診 未受診者
留学生健診 秋季健診 再検査	10月 18 日	視力・血压・尿定性	学部生・大学院生 研究生の春季健診 未受診者
留学生健診 秋季健診 個別指導	11月 中旬	生活指導・学外医療施設受診指導	有所見者
飲酒耐性検査	11月 14 日 ～11月 18 日	アルコールパッチテスト	希望者

III-2. 春季定期健康診断・入学時健康診断・秋季定期健康診断(合算)

対象		平成 23 年度			(平成 22 年度;参考)		
		対象者 数	受診者 数	受診率	対象者 数	受診者 数	受診率
学部 1 年	男子	307	248	80.8%	289	262	90.7%
	女子	534	480	89.9%	558	522	93.5%
	小計	841	728	86.6%	847	784	92.6%
学部 2 年	男子	287	100	34.8%	289	106	36.7%
	女子	564	224	39.7%	557	272	48.8%
	小計	851	324	38.1%	846	378	44.7%
学部 3 年	男子	304	140	46.1%	303	147	48.5%
	女子	631	337	53.4%	595	412	69.2%
	小計	935	477	51.0%	898	559	62.2%
学部 4 年	男子	439	204	46.5%	410	215	52.4%
	女子	735	434	59.0%	802	501	62.5%
	小計	1,174	638	54.3%	1,212	716	59.1%
学部 合計	男子	1,337	692	51.8%	1,291	730	56.5%
	女子	2,464	1,475	59.9%	2,512	1,707	68.0%
	合計	3,801	2,167	57.0%	3,803	2,437	64.1%
大学院 合計	男子	218	90	41.3%	206	136	66.0%
	女子	353	198	56.1%	370	312	84.3%
	合計	571	288	50.4%	576	448	77.8%
留学生日本語 教育センター (学部進学)	男子	16	16	100.0%	26	26	100.0%
	女子	16	16	100.0%	24	24	100.0%
	合計	32	32	100.0%	50	50	100.0%
留学生日本語 教育センター (教員研修生等)	男子	2	2	100.0%	18	18	100.0%
	女子	4	4	100.0%	17	17	100.0%
	小計	6	6	100.0%	35	35	100.0%
総 計	男子	1,573	800	50.9%	1,541	910	59.1%
	女子	2,837	1,693	59.7%	2,923	2,060	70.5%
	合計	4,410	2,493	56.5%	4,464	2,970	66.5%

III-3.春季新入学生の健康診断受診状況(III-2表の一部抜粋)

対象		平成 23 年度			(平成 22 年度;参考)		
		対象者 数	受診者 数	受診率	対象者 数	受診者 数	受診率
学部 新1年	男子	282	247	87.6%	263	261	99.2%
	女子	507	476	93.9%	526	519	98.7%
	小計	789	723	91.6%	789	780	98.9%
大学院 新1年	男子	72	45	62.5%	59	42	71.2%
	女子	116	83	71.6%	107	85	79.4%
	小計	188	128	68.1%	166	127	76.5%
留学生日本語 教育センター (学部進学)	男子	16	16	100.0%	26	26	100.0%
	女子	16	16	100.0%	24	24	100.0%
	小計	32	32	100.0%	50	50	100.0%
留学生日本語 教育センター (教員研修生等)	男子	2	2	100.0%	11	11	100.0%
	女子	4	4	100.0%	11	11	100.0%
	小計	6	6	100.0%	22	22	100.0%
総 計	男子	372	310	83.3%	359	340	94.7%
	女子	643	579	90.0%	668	639	95.7%
	総計	1,015	889	87.6%	1,027	979	95.3%

III-4. 外国人留学生健康診断

対象		平成 23 年度			(平成 22 年度;参考)		
		対象者 数	受診者 数	受診率	対象者 数	受診者 数	受診率
学部	男子	31	9	29.0%	40	8	20.0%
	女子	92	31	33.7%	92	9	9.8%
	小計	123	40	32.5%	132	17	12.9%
大学院	男子	-	1	-	-	5	-
	女子	-	5	-	-	21	-
	小計	-	6	-	-	26	-
留学生日本語 教育センター (学部進学)	男子	16	16	100.0%	26	26	100.0%
	女子	16	16	100.0%	24	24	100.0%
	小計	32	32	100.0%	50	50	100.0%
留学生日本語 教育センター (教員研修生等)	男子	2	2	100.0%	7	7	100.0%
	女子	5	5	100.0%	6	6	100.0%
	小計	7	7	100.0%	13	13	100.0%
その他	男子	-	31	-	-	34	-
	女子	-	73	-	-	77	-
	総計	-	104	-	-	111	-
総 計	男子	-	59	-	-	80	-
	女子	-	130	-	-	137	-
	総計	-	189	-	-	217	-

III-5. 職員健康診断・人間ドック

対象		平成 23 年度				(平成 22 年度;参考)			
		対象者数	受診者数		受診率	対象者数	受診者数		受診率
			職員健診	人間ドック			職員健診	人間ドック	
教 員	男	182	99	50	81.9%	181	100	39	76.8%
	女	82	45	24	84.1%	88	51	23	84.1%
	小計	264	144	74	82.6%	269	151	62	79.2%
事務員	男	94	72	19	96.8%	99	73	21	94.9%
	女	81	71	8	97.5%	76	68	5	96.1%
	小計	175	143	27	97.1%	175	141	26	95.4%
総 計	男	276	171	69	87.0%	280	173	60	83.2%
	女	163	116	32	90.8%	164	119	28	89.6%
	計	439	287	101	88.3%	444	292	88	85.6%

III-6. 健康診断証明書発行

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成 23 年度	400	291	1002	447	223	126	189	193	101	136	291	563	3962
(平成 22 年度)	918	603	313	213	138	147	186	222	110	99	370	383	3702

IV. プライマリケアおよびカウンセリング等事業

IV-1. プライマリケア・内科・応急措置・保健指導(学生利用者数)

【疾患別統計】

上気道炎	156
他呼吸器疾患	28
胃炎・腸炎	38
他消化器疾患	29
高血圧症	4
他循環器疾患	15
頭痛	15
他神経疾患	3
アレルギー疾患	3
腎尿路疾患	6
糖尿病・高脂血症・代謝疾患	6
貧血	5
他血液疾患	1
創傷・外科疾患	130
整外疾患	86
皮膚科疾患	30
耳鼻科疾患	20
眼科疾患	13
生理痛	17
他婦人科疾患	3
不眠	7
他精神疾患	6
歯口腔疾患	5
身体保健相談	216
内科精神相談	92
紹介状作成	317
休養室使用	98
臨床検査等	610
総 計	1959

【月別統計】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
総 計	143	290	324	200	47	51

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
総 計	256	187	144	144	111	62	1959

IV-2. プライマリケア・内科・応急措置・保健指導(職員利用者数)

【疾患別統計】

上気道炎	50
他呼吸器疾患	7
胃炎・腸炎	13
他消化器疾患	14
高血圧症	13
他循環器疾患	14
頭痛	9
他神経疾患	0
アレルギー疾患	2
腎尿路疾患	3
糖尿病・高脂血症・代謝疾患	9
貧血	4
他血液疾患	1
創傷・外科疾患	15
整外疾患	19
皮膚科疾患	9
耳鼻科疾患	5
眼科疾患	0
生理痛	2
他婦人科疾患	0
不眠	3
他精神疾患	7
歯口腔疾患	0
身体保健相談	44
内科精神相談	23
紹介状作成	87
休養室使用	45
臨床検査等	358
総 計	756

【月別統計】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
総 計	43	41	76	114	49	51

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
総 計	69	52	75	44	78	64	756

IV-3. カウンセリング・精神神経科相談・コミュニケーションサポート

【カウンセリング利用者総数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来室	48	54	94	77	26	13	54	63	68	61	65	28	651
電話	1	2	2	0	0	0	1	1	2	2	3	6	20
合計	49	56	96	77	26	13	55	64	70	63	68	34	671

【カウンセリング新規利用者数】

		計
学部 1年	男	4
	女	7
学部 2年	男	3
	女	3
学部 3年	男	1
	女	3
学部 4年	男	4
	女	14
大学院	男	2
	女	6
合計		47

【カウンセリング相談内容分類(人数)】

		計
幻聴・妄想の問題		0
抑うつ状態		18
摂食に関する問題		0
パーソナリティに関する問題		3
身体症状に関する問題		4
適応に関する問題	対人関係	9
	学習	4
	進路	8
	その他	1
その他		0
総 計		47

【精神神経科診療利用者数(月1回実施)】

【コミュニケーションサポート利用者数(6月より月1回実施)】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
精神神経科	0	4	1	0	0	0	4	1	0	1	3	0	14
コミュニケーションS	-	-	1	2	2	1	2	3	3	2	3	2	21

IV-4. 外国人留学生カウンセリング

【外国人留学生カウンセリング利用者総数(週1回実施)】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来室	3	9	5	11	0	0	10	6	12	5	6	-	67
電話・メール	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	-	3
合計	3	10	6	11	0	0	11	6	12	5	6	-	70

V. 各種教育啓蒙事業

V-1. 各種教育啓蒙事業の日程・目的・内容・対象

事業種目	実施日程	タイトル・目的・内容	対象者
アルコールパッチテスト(1)	5月23日～27日	エタノール耐性を個別に判定し、適正な飲酒行動修得を支援	全学生/全職員
アルコールパッチテスト(2)	11月14日～18日	エタノール耐性を個別に判定し、適正な飲酒行動修得を支援	全学生/全職員
学部講義	後期開講	「性格心理学」	学部学生
ホームページ	稼働	健康管理センター活動に関する各種案内と広報;自己学習資料の提供	全学生/全職員
オンライン相談室	稼働	面談カウンセリングへの導入を目的とした学内LANによる心理相談	全学生/全職員
ほけせん便り	8回発行	健康管理センター活動に関する各種案内・広報と自己学習資料の提供	全学生/全職員

V-2. アルコール(エタノール)パッチテスト

	平成23年度		(平成22年度:参考)	
	第1回	第2回	第1回	第2回
学生参加者数	58	11	25	6
職員参加者数	0	0	0	0
合計参加者数	69		31	

V-3. 学部講義

	平成23年度	(平成22年度:参考)
受講者数	191	226

V-4. 保健管理センターホームページ・オンライン相談室概要

【<http://www.tufs.ac.jp/common/is/hoken/right.html>】

第1層	第2層	第3層
保健管理センターは どんなところ？	保健管理センター概要	記 事
	中・長期的運営方針	記 事
	保健管理センタースタッフ紹介	記 事
	施設・設備紹介	記 事
	保健管理センター研究者要覧	記 事
保健管理センターを 利用するには	利用日・利用時間案内	記 事
	投薬に関する基本ポリシー	記 事
	健康診断証明書の発行案内	記 事
保健管理センターの 年間行事に参加しよう	入学時健康診断	記 事
	春季定期健康診断	記 事
	秋季健康診断	記 事
	留学生健康診断	記 事
	職員健康診断	記 事
	アルコールパッチテスト	記 事
オンライン相談室	オンライン相談室とは？	記 事
	オンライン相談室利用にあたっての注意事項	記 事
	オンライン相談の申し込み	メール機能
個人情報の取扱について	個人情報の取り扱いに関わる保健管理センターガイドライン	記 事
	保健管理センターにおける個人情報の利用目的について	記 事
新着情報	ほけせん便り新規発行分	記 事
保健情報 up to date	ほけせん便り抜粋等	記 事

V-5. オンライン相談室利用実績(件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成 23 年度	0	12	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	14
(平成 22 年度)	4	1	1	2	0	0	0	5	1	0	2	2	18

V-6. 「ほけせん」便り発行概要

第 114 号	熱中症に注意しましょう
第 115 号	秋季定期健康診断のお知らせ
第 116 号	【保健管理センターからの勧奨】 2012 年度(平成 24 年度)大学院入学者・学部編 入学者・研究者は 入学前に二度目の麻疹(はしか)ワクチン接種を受けてください
第 117 号	春季定期健康診断のお知らせ
第 118 号	入学時健康診断のお知らせ
第 119 号	【保健管理センターからの勧奨】 2012 年度(平成 24 年度)言語学部・国際社会学部入学者の皆さんには早急に二度目の麻疹(はしか)ワクチン接種を受けてください
第 120 号	【保健管理センターからの勧奨】 全ての本学職員の皆さんには早急に二度目の麻疹(はしか)ワクチン接種を受けてください 過去に麻疹に罹患した事がある場合には接種不要です
第 121 号	【保健管理センターからの勧奨】 全ての本学学生の皆さんには早急に二度目の麻疹(はしか)ワクチン接種を受けてください

東京外国語大学保健管理センター

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1

PHONE 042-330-5188 042-330-5435

FAX 042-330-5188

東京外国語大学ホームページアドレス <http://www.tufs.ac.jp/local/office/>

保健管理センターホームページアドレス <http://www.tufs.ac.jp/is/hoken/hoken-index.html>